

食料への権利に基づく主要農作物種子法廃止の問題点：規制緩和・撤廃立法に対する司法審査の必要性（中）

TSUCHIYA, Hitomi / 土屋, 仁美

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

120

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2022-12-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030481>

食料への権利に基づく主要農作物種子法廃止の問題点

——規制緩和・撤廃立法に対する司法審査の必要性（中）——

土屋 仁 美

二 生命・健康・文化に基づく食料への権利

今日の食料システムについて、国連の特別報告者である Michael Fakhri は、食料への権利よりも私的利益を優先する貿易協定と経済政策によって支配されていると指摘している。自由貿易ルールと輸出志向型の農業政策から恩恵を受ける少数の企業関係者に権力が集中し、安全の確保や知的財産権の保護を装った措置により、小規模農家等が不利になっていると分析している。⁽¹⁾ なかでも種子は、世界の食料システムの基本的な要素である。種を支配することは、生命そのものを支配することであり、種子価格の上昇は、農家の利益だけではなく、消費者の食品へのアクセスにも影響を及ぼし得る。⁽²⁾

(1) 国際人権法における十分な食料への権利

従来、貿易政策は主に経済的枠組に焦点が当てられ、経済成長が飢餓を根絶すると主張されてきた。⁽⁴⁾ 品種開発を行う企業も、「持続型農業と食糧増産への貢献」を主張している。⁽⁵⁾ しかし、経済成長の恩恵が必ずしも平等に共有されず、食料安全保障と栄養の改善につながるとは限らないことから、今日では、食料への権利の観点から、飢餓および栄養の改善と市場との相関関係に、疑問が呈されている。⁽⁶⁾

国際人権法において、十分 (adequate) な食料への権利は、すべての人が享有し、すべての権利を享受するために重要な人権として認められている。⁽⁷⁾ 世界人権宣言 (一九四八年) では、「人権および自由を尊重し確保するために『すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準』⁽⁸⁾として、すべての人が「衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利」を有することが宣言されている (同宣言二五条一項)。⁽⁹⁾

また、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (以下、A規約) (一九六六年) では、十分な食料への権利が包括的に規定されている。⁽¹⁰⁾ 「自己及びその家族のための十分な食料、衣類及び住居を内容とする十分な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利」 (A規約二一条一項) とともに、「すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有する」ことが定められている (同規約二一条二項)。⁽¹¹⁾

十分な食料への権利は、「人間の本来の尊厳と不可分に関連していることから、国際人権規約に定められている他の人権の履行にも不可欠」な権利として捉えられている。⁽¹²⁾ 「すべての男性、女性、子どもが、単独または他の人々と共同で、常に十分な食料またはその調達手段に物理的および経済的にアクセスできる場合に実現される」⁽¹³⁾もので、

「個人の食事のニーズを満たすのに十分で、有害物質がなく、特定の文化内で許容できる量と質の食料」が、「持続可能であり、他の人権の享受を妨げない方法」で入手可能であることが求められる。⁽¹⁴⁾

「十分性 (adequacy)」とは、食料の権利に特に重要な概念であると考えられている。アクセス可能な特定 (particular) の食料または食事が最も適切であるか否かは、「社会的、経済的、文化的、気候的、生態学のおよびその他の条件」によって決定される所定の条件下で、多くの考慮事項に基づき判断される。⁽¹⁵⁾ また、「持続可能性 (sustainability)」とは、長期的な利用可能性とアクセス可能性の観点から、「十分な食料または食料安全保障の概念に関連して、現在および将来の世代が食料にアクセスできることを意味」する。⁽¹⁶⁾ よって、十分な食料への権利は、安全な食料への権利や十分な生活水準を確保する権利よりも広い概念であり、十分な食料の利用・アクセスが可能であることが求められる。個人の生理機能 (性別、年齢、健康など) だけではなく、文化的側面を考慮した量、質および適切性が必要となる。⁽¹⁷⁾

締約国には、A 規約に基づく権利に対する法的義務として、「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いること」が求められる (A 規約二条一項)。

十分な食料への権利についても、「完全な実現を漸進的に達成する」ことが意図されており、現行レベルを悪化させるような意図的な措置は、強力な正当化がない限り、後退措置 (retrogressive measures) として禁止 (prohibition) されている。事例として、「小規模農家にとって不可欠な既存のサービスを撤廃 (withdraw) することは、後退措置を構成し得る」ことが示されており、「すべての選択肢を注意深く検討し、影響を評価し、利用可能な資源を十分に最大限に活用した後に措置を講じたことを証明しなければ」、国家による後退措置は正当化されない。⁽¹⁸⁾

(2) 日本国憲法における食料への権利

複数の条約が食料への権利を人権として規定しているのに対して、日本国憲法には、「食料」を明示する規定はない。しかし、日本国憲法において、「国は、すべての生活部面について、……向上及び増進に努めなければならない」と定められており（憲法二五条二項）、ここでいう「すべての生活部面」には、「衣食住というような国民生活の全分野（国民の生活条件を構成するすべての分野ないし側面）が含まれる。⁽¹⁹⁾

食料は「人がその生命・健康を維持する上で、日々摂取することが欠かせないもの」である。⁽²⁰⁾ 身体的な健康として、「栄養状態を適正に保つために必要な栄養素等を摂取する」だけではなく、社会的、文化的な営みとして、⁽²¹⁾ 精神的な健康にも大きく影響する。⁽²²⁾ よって、食料は、「生命」や「健康」の側面だけではなく、「文化」の側面からも捉える必要がある。

「生命」や「健康」については、木下智史によって、日本国憲法一三条「後段が『生命』を例示していることから明らかにように、自律した『個人』として生きるための前提として、生命・健康の維持が幸福追求権に含まれることには異論がない」と指摘されている。⁽²³⁾ 大阪空港訴訟控訴審判決（大阪高判一九七五年一月二七日判例時報七九七号三六頁）においても、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない」と判示されている。⁽²⁴⁾ また、「およそ、個人の生命・身体、安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことがらであつて、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最

大限度尊重されるべきものであつて、憲法一三条はその趣旨に立脚するものであり、同二五条も反面からこれを裏付けているもの」として捉えられている。

食料・農業・農村基本法において、「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであること」から、「将来にわたつて、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」と定められている（同法二条一項）。国及び地方公共団体は、「国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない」（同法二条四項）。

なかでも「主要な食糧である米穀及び麦」は、「主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めている」（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律一条）。とくに米は、「食料安全保障の要」であり、「食文化の基礎」として捉えられており、日本人の歴史や文化との関係性も深い⁽²⁵⁾。「和食」の基本型である「一汁三菜」⁽²⁶⁾は、汁も香の物も菜も、すべてご飯を食べるために存在する点に最大の特徴がある⁽²⁷⁾。また、味噌や醤油や酢に代表される発酵調味料の主原料もまた、米、大豆、小麦である⁽²⁸⁾。主要農作物種子法が対象としてきた米、大豆、小麦が、日本の食文化において重要な位置を占めていることがわかる。

二〇一七年に改正された文化芸術基本法では、表現の自由に基づく文化芸術として（同法前文）、食文化は生活文化に位置づけられている（同法一二条）。国際法の観点からも、「和食」はユネスコ無形文化財に登録されており、締約国には、「自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置」を講じることが求められている（無形文化遺産の保護に関する条約一一條（a））。

しかし、日本の現在の食生活に近い米・小麦を中心とする食料供給では、緊急時に生命・健康維持に必要な量の熱量は確保できないことが明らかになっている。⁽²⁹⁾ 仮に日本の「農林水産業が有する潜在生産能力をフルに活用」して「米・小麦を中心に熱量効率を最大化して作付け」したとしても、二〇二一年度の供給可能熱量は一七五五kcalにしかならず、一人・一日当たりの供給熱量(二六五kcal)を下回るだけではなく、推定エネルギー必要量(二六九kcal)にも及ばない。⁽³⁰⁾

(3) 生存権に基づく制度後退の問題点

日本国憲法において、生存権は、「国民各自が自らの手で健康で文化的な最低限度の生活を維持する自由を有し、国家はそれを阻害してはならないという自由権的側面」よりも、「国家に対してそのような営みの実現を求める社会権的側面」の法的権利性を中心に議論されてきた。⁽³¹⁾ 通説的見解である抽象的権利説の観点から、「立法府の裁量権にどの程度客観的な枠をはめられるか、また司法審査にあたって、裁判所が用いるべき審査基準はどうあるべきかという点」に焦点が当てられてきた。⁽³²⁾

しかし、近年、生存権の自由権的側面から、立法府による制度後退に対する批判的な見解が示されている。社会権に「自由権的效果」を認め、「具体的立法によって何らかの給付がなされている場合には、その給付の行われる状態をベースラインとすべきであり、その給付を受ける地位を国が正当な理由もなく剝奪することは憲法違反となるという考え方」である。⁽³³⁾

長谷部恭男は、「経済活動の規制立法に関する最高裁判所の違憲判断の先例からわかるとおり、国によってはじめて創設される権利であるか否かは、違憲審査の消極性を導く決め手にはかならずしもならない」と指摘する。⁽³⁴⁾ 「国家

により具体化され創設される権利であるという点で、社会権と経済的自由権との関係に本質的な違いがない」ことから、社会権の「自由権的效果」として、「いったん法律によって具体化された給付権は、原則として法律によっても剥奪しえない『免除 (immunity)』としての性格を持つという考え方」を示している⁽³⁵⁾。

また、高橋和之は、制度の後退に対して裁判所が用いるべき審査基準について言及する。憲法二五条二項は、「政府に少しずつ国民の生活水準を高めていくことを義務づけるものと解されるから、そのための政策を具体化するに際してはある程度広い裁量が認められるにしても、いったん具体化した水準を低下・後退させる場合には、裁量の幅は狭まると解すべきであり、そうする必要性についての相応の正当化が要求される」と述べている⁽³⁶⁾。

佐藤幸治も、生存権の「自由権的效果」による「やや屈曲した説明による必要はない」として理由は異にする⁽³⁷⁾が、いったん具体化した水準を低下・後退させる場合には、『正当な理由』の有無が慎重に検討されなければならない」と主張している⁽³⁸⁾。

しかし、制度後退であることのみをもって問題することには異論がある。工藤達朗は、「法律は法律によって変更されるのが原則」であるとして、「健康で文化的な最低限度の生活」の最低水準以下への引き下げは違憲となるが、制度後退であったとしても、「立法政策によって上積みされていた部分（ $+\alpha$ の部分）であれば、それを再び減じても立法政策（立法裁量）の範囲内であり、違憲とはいえない」と指摘する⁽³⁹⁾。

いったん具体化した水準を低下・後退させる場合にも、立法に裁量の幅があることは否定し得ない。しかし、川崎政司によれば、「制定された法律が民主的正当性をもち、議会の判断が国民の意思として擬制されるためには」、「あらかじめ定められた手続きが遵守されたかどうかという手続的・形式的な面と、必要かつ十分な情報・資料の分析・提示・説明や検討・議論が行われた上で決定がなされたかという内容的な面」が「ともに適切なものであることが求

められる。「社会の多様化・複雑化、価値の多様化、不確定性の拡大などに伴い、立法の必要性・合理性に関する実態的な判断」が困難なものとなっていることから、司法的判断では「立法プロセスの重要性が増している」ことが指摘されている。⁽⁴⁰⁾

参議院議員定数訴訟（最大判二〇〇四年一月一日最高裁判所民事判例集五八巻一号五六頁）の補足意見2（裁判官亀山継夫、同横尾和子、同藤田宙靖、同甲斐中辰夫）でも、「結論に至るまでの裁量権行使の態様が、果たして適正なものであったかどうか、例えば、様々の要素を考慮に入れて時宜に適した判断をしなければならないのに、いたずらに旧弊に従った判断を機械的に繰り返しているといったことはないか、当然考慮に入れるべき事項を考慮に入らず、又は考慮すべきでない事項を考慮し、又はさほど重要視すべきではない事項に過大の比重を置いた判断がなされてはいないか、といった問題は、立法府が憲法によって課せられた裁量権行使の義務を適切に果たしているか否かを問うものとして、法的問題の領域に属し、司法的判断になじむ事項として、違憲審査の対象となり得るし、また、なされるべきものである」と述べている。「様々の要考慮事項の中で、特に重きを置くべきものとそうでないもの、とりわけ、それぞれの事項の憲法上の位置付けの相違等を十分に考慮に入れた政策判断がなされて来たかどうか」についても、違憲審査の対象となり得ることが示されている。

三 食品分野における主要農作物種子法廃止の影響

国際人権法では、十分な食料への権利に対する後退措置だけではなく、小規模農家を対象とした既存のサービスの撤廃についても、十分な食料への権利の観点から、後退措置を構成し得ると考えられている。⁽⁴¹⁾

主要農作物種子法の廃止の際にも、種子自体の品質だけではなく、食品の安全性や食料の安定供給への影響が懸念されていた。主要農作物種子法が、種子の品質を確保することで、食品の安全性や食糧の安定供給に深くかかわってきたからである。主要農作物種子法の廃止に係る議論の際にも、その影響を考慮して、種苗法六一条に、主要農作物種子法の規定と同様の規定を追加することが検討されている⁽⁴²⁾。

(1) 食品の品質確保における公的機関の役割

食品の安全性は、「国民が安心して生活を営む上で極めて重要である」⁽⁴³⁾。しかし、「科学技術の発展、食品流通の広域化・国際化の進展等、食生活を取り巻く環境」の変化に伴い、問題が相次いで発生している⁽⁴⁴⁾。

食料への権利のなかでも安全性の確保は、生命の侵害からの保護を国家に要求する権利である⁽⁴⁵⁾。経口性をもち、個体差があることから、個々の国民の健康を念頭におく健康権⁽⁴⁶⁾として捉えられている。BSEの発生を契機に、畜産や食品衛生行政のあり方について検討した「BSE問題に関する調査検討委員会報告」⁽⁴⁷⁾においても、国民の生命・健康に関わる問題として議論されている⁽⁴⁸⁾。

大阪O―一五七食中毒損害賠償訴訟控訴審判決（東京高判二〇〇三年五月二一日判例時報一八三五号七七頁）では、「主権国家は、生命や身体に対する侵害及びその危険から国民を守ることも国民に負託された任務の一つ」であると判示されている。また、カネミ油症事件小倉第一陣控訴審判決（福岡高判一九八四年三月一六日判例タイムズ五二〇号九三頁）では、「消費者においてその安全性を確める術を持たないこと」から、「その安全性確保につき、食品製造業者に極めて高度な注意義務を負わせるべき法規制が存するとはいえ、これを企業の自主規制に委ねては、安全性の確保になお欠けるところ」があるとして、「行政庁は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するにつ

いて積極的な行政責任を負う」ことが示されている。

食品の安全性の確保は、市場メカニズムの活用が必ずしも適切でなく、市場メカニズムを補正しつつ活用することが必要な領域として、行政による積極的な関与が必要とされている。⁽⁴⁹⁾ 食品安全基本法においても、法律全体を貫く基本的な思想として、「国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識」に基づき、あらゆる措置が講じられなければならないことが明らかにされている（同法三条）。

国には、「食品の安全性に関する最低水準（ナショナルミニマム）の確保等、全国的な見地から食品の安全性の確保に関する施策」⁽⁵¹⁾を「総合的に」策定・実施することが求められる（同法六条）。また、地方公共団体には、地域の住民や事業者にとって最も身近な行政機関として、重要な役割があることが示されている。「地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件」の差異は、農林水産業や飲食店営業、食文化にも影響を与えることから、「それぞれの地域の特殊性を踏まえた食品の安全性の確保に関する施策」が求められている（同法七条）⁽⁵³⁾。

(2) フードチェーンにおける品質の確保と食品の安全性

食品安全基本法における「食品」（同法二条）は、食品衛生法と同じく、「人が飲食の目的で摂取するもの」と定義される。⁽⁵⁴⁾ しかし、食品安全基本法の対象は「食品」だけではない。「消費者に安全な食品を提供するためには、最終段階だけでなく、川上に遡って各段階でそれぞれ措置を講じることが必要」であることから、「一連の食品供給の行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置を適切に講じていくこと」が求められている（同法四〇条）⁽⁵⁵⁾。

よって、食品安全基本法では、「食品の安全性の確保に関する施策」（同法一条）として、「最終食品の安全性に及

ばす影響を防止・抑制するための施策が幅広く含まれ」ている。「最終食品段階における施策だけでなく、農林水産物の生産段階にまで遡る各段階における施策」が対象となる（同法四条）⁽⁵⁶⁾。

また、「食品関連事業者」を「食品だけでなく生産資材や食品の添加物・容器包装等も含め、これらの物の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者」として広く捉え、「食品関連事業者が食品の安全性の確保に第一義的な責任を有することを明らかにした上で、その責務を規定している」（同法八条一項）。ここでの「食品」には「食品の原料又は材料として使用される農林水産物」が含まれており、同法二条の「食品」の定義とは異なる。同法二条の定義によれば、「食品の原材料として使用される農林水産物は飲食物そのもの」ではないために、「食品」には該当しないが、「生鮮か原材料かで事業者の責務を異にする理由がないことから、……農林水産物の生産という事業活動を行う事業者、すなわち農林水産業者が広く食品関連事業者に含まれること」を明らかにしている。⁽⁵⁷⁾

① 種苗法に基づく基準への移し替えの影響

主要農作物種子法の廃止における審議過程では、廃止に伴う種子の品質や食品の安全性、食料の安定供給への影響を考慮して、種苗法六一条に、主要農作物種子法の「圃場審査及び生産物審査に係る規定と同様の規定を追加をし、これまでも同様、生産地の都道府県がその品質の確認を行う方向で検討して」いることが明らかにされている。⁽⁵⁸⁾しかし実際には、農業競争力強化プログラムに基づき、「地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備」が進められ、主要農作物種子法が担ってきた役割を維持することは難しくなっている。⁽⁵⁹⁾

主要農作物種子法の廃止により、「種子法に基づき定められていた稲、麦類及び大豆の種子の品質基準は、……種

子に関する一般法である種苗法に基づく基準に移し替えられ⁽⁶⁰⁾た。主要農作物種子法では、「都道府県が指定した稲、麦類及び大豆の種子は場」に限られていたが、「民間事業者が生産する種子を含めた流通する全ての種子」になった⁽⁶²⁾ことで、「従前と同水準の品質基準による品質の確保が図られると同時に、都道府県が供給する種子のみならず、民間事業者が生産する種子についても全て品質が確保され、全体として良質な種子の流通が図られる」ことが期待されている。⁽⁶³⁾

しかし、種苗法に基づいて確認される「指定種苗の生産等に関する基準」(同法六一条)は、「種子生産・調整・保管等に関し種子の純度、含水率や発芽率の基準、種子伝染性病害の防除の徹底等」⁽⁶⁴⁾に限られており、消費者のための食品の安全性を確保するための基準ではない。「指定種苗の生産等に関する基準」は、「農業生産において種苗が外観から品質の良否を判別できないことから、種苗の購入者を保護するための制度として措置」されたものであり、目的は種苗の交換価値の保証にある。種苗法の目的が、「品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与すること」(同法第一条)であることから、事業者の経済的自由を主眼にした法制度であることがわかる。

対して主要農作物種子法は、国民の食糧増産および安定供給を目的としている。種子生産には、特別の技術と管理が必要であり、農家による栽培や普及は困難であることから、弱者的な立場にある農家の利益の観点から公的機関が取り組むものである。食品安全基本法に基づき、「農林水産物の生産段階にまで遡る施策」(同法四条)として、食品の安全性の確保を最優先に講じられることになる(同法三条)。また、主要農作物種子法では、都道府県が奨励品種を決定する際に、「気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮」⁽⁶⁶⁾して、「農林水産省政策統括官が別に定める基準を参考に、都道府県が具体的な基準を定める」ことが可能となっていた。

種苗法では、事業者の経済的利益を主眼に、交換価値の保証を目的としていることから、主要農作物種子法のように、食糧の安定供給や地域の特長性を踏まえた農業が果たす多面的機能を考慮することは難しい。また、種苗法に基づく基準に移し替えられることで、これまで主要農作物種子法が担ってきた目的は、種子の価格とともに「市場」原理に委ねられることになる。しかし、新山陽子によって、市場の機能とは、決定された品質への価格づけ、価格に基づく需要調整であり、品質を評価し、決定する機能はないことが指摘されている。⁽⁶⁷⁾

② 食品衛生法改正によるHACCP方法論の導入

二〇一八年六月一日に「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六号）⁽⁶⁸⁾」が公布され、日本の食品分野においてHACCP方法論に沿った衛生管理が制度化された（食品衛生法五一一条⁽⁶⁹⁾）。

全ての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）には、事業者の規模等を考慮しつつ、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組が求められる。HACCP方法論に基づき、「食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う」ことが必要となる。⁽⁷⁰⁾とくに「食品の特性から原材料の品質が製品の品質に大きな影響を及ぼす」ことから、製造過程の川上として適切な原材料管理を行い、「原材料における危害の要因を明確にすることが⁽⁷¹⁾求められる。食品等事業者の一般衛生管理の「内容を第三者が見てもわかるように書き出す（「見える化」する）こと⁽⁷²⁾」によって、「問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にする」ことが期待されている。⁽⁷³⁾

しかし、食品衛生法四条七項但書に基づき、「農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まない」ことから、「HACCPに沿った衛生管理並びに営業の許可及び届出の対象外」となる。⁽⁷⁴⁾米・米加工品については、「米穀等

の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定されているが、米穀事業者に対して義務づけられているのは、「米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達」である(同法一条)。

③ バイオテクノロジー応用食品への対応

主要農作物種子法廃止の背景には、バイオテクノロジーの進展があることは否定できない。食品分野ではバイオテクノロジーの実用化が進んでおり、組換えDNA技術⁽⁷⁶⁾やゲノム編集技術⁽⁷⁶⁾により製造された食品や添加物の安全性が問題となっている。

バイオテクノロジーのなかでも組換えDNA技術による食品または添加物の製造への応用については、経験が少なく、「その安全性について十分配慮がされなければならない」として、二〇〇一年四月一日から、「安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品又はこれを原材料に用いた食品は、製造、輸入、販売などが法的に禁止されている。食品衛生法に基づき、「安全性審査がされていないものが国内で流通しないよう、安全性審査」が義務付けられている。⁽⁷⁷⁾

対してゲノム編集で得られた農林水産物の食品の安全性については、「従来の品種改良技術では起こり得ない範囲の遺伝子変化のものは、安全性審査の対象」⁽⁷⁸⁾となるが、「自然界又は従来の品種改良技術でも起こり得る範囲の遺伝子変化により得られるものは、届出を求め、公表」⁽⁷⁹⁾するのみで、安全性審査の対象にはなっていない。表示についても、「安全性審査の対象とならないゲノム編集技術応用食品については、国内外において取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であることやゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難であることを踏まえ、現時点では食品表示基準に基づく表示義務の対象」⁽⁸⁰⁾にはされていない。

(3) 製造物責任法に基づく事後的救済制度の欠如

一九九四年四月に制定された製造物責任法⁽⁸¹⁾では、民法七〇九条の要件である「過失」が「欠陥」に置き換えられ、⁽⁸²⁾欠陥商品による消費者の被害救済が容易になった。

しかし、製造物責任法の対象となる製造物は、「製造又は加工された動産」であり（同法二条一項）、未加工農林水産物は製造物に含まれない。「作物の栽培、家畜の飼育、種子の増殖、水産物の養殖等の自然の力を利用した生産行為」は「製造又は加工」に該当しないとして、製造物責任の対象外となっている。⁽⁸³⁾制定当時から、農林水産物を単純に未加工農林水産物として、製造物責任の対象から除外することに批判はあるが、改正には至っていない。

小沢光雄は、「農薬や抗生物質の使用、工場における野菜栽培、バイオテクノロジーを利用した農林水産物の登場等、農林水産業は近代化され、高度技術が応用」されており、「生産された農林水産物が単純に未加工農林水産物といえるかどうか」について疑問を呈している。⁽⁸⁴⁾

升田純も、「農作物の品質改良がすべて製造物責任法所定の加工にあたるものではないが、遺伝子組換えは、自然の農作物の遺伝子进行操作し、新たな形質の農作物を作るという基本的な性質があり、これによって新たな危険が生じる可能性があることを考慮すると、加工にあたると解すべき相当の根拠がある」と述べている。⁽⁸⁵⁾

EUでは、一九八五年のPL指令（「欠陥製品の責任に係わる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する一九八五年七月二五日EC理事会指令」）⁽⁸⁶⁾において、未加工農産物は、各加盟国の裁量に委ねるオプショナル条項となっていた（旧一五条一項（a））。しかし、BSE問題を契機にして、一九九九年に猟鳥獣、魚介を含めた未加工農産物を適用除外とするオプショナル条項が削除され、未加工農産物もPL指令の対象となっている。⁽⁸⁷⁾

① 市場メカニズムの活用の前提としての食品安全システムの不備

二〇〇〇年以降の消費者政策では、規制緩和から「規制改革」へと移行し、市場メカニズムの活用による消費者の権利保護が図られている⁽⁸⁹⁾。安全の確保については、市場原理の活用が適当でない政策領域として、規制等による行政の関与が必要であることが指摘されているものの、基本的な考え方として、事業者への事前規制を中心とした手法から市場メカニズムを活用する手法へと重点がシフトし、事後チェック体制が強化されている⁽⁹⁰⁾。

市場を活用する政策では、製造物責任法による事後救済が重視され、「選択の自由」(自己決定権)とその前提としての「知る権利」(情報提供)が促進される。また、任意規格や自主規制を活用することで、事業間のリスク削減競争が生じ、安全性の継続的な向上をもたらしことが期待されている⁽⁹¹⁾。「消費者基本計画」(二〇二一年六月一五日改定)においても、「消費者が主役となる社会の姿やその実現に向けて整備すべき体制」として、科学的な根拠に基づく安全性の確保だけではなく、「消費者にとって分かりやすい情報提供」が重視されている。「商品やサービスに関する正確で十分な情報が入手可能で、消費者の自由な意思の下、十分な選択肢が提供される環境下で取引が行われるとともに、仮に被害が生じた場合には迅速かつ適切に被害の拡大・再発防止等がなされる」ことが、中長期的に整備すべき体制として示されている⁽⁹²⁾。

しかし、主要農作物種子法の廃止に際しては、消費活動の観点から品質を確保するための制度が、経済的利益に基づく制度に移し替えられている。消費者の「選択の自由」を確保するための「知る権利」も十分に保障されているとはいえない。また、消費者の権利保護には、事後チェック体制の強化が欠かせないにもかかわらず、製造物責任の対象に未加工農林水産物は含まれていない。主要農作物種子法が、事前規制だけではなく、事後救済も不十分なままに

廃止されたのであれば、後退措置として構成し得るだけではなく、「消費者基本計画」が示す「消費者が主役となる社会の姿やその実現」にも矛盾するものと考えられる。

【注】

- (1) United Nations, General Assembly, Critical perspective on food systems, food crises and the future of the right to food: Report of the Special Rapporteur on the right to food, A/HRC/43/44, 21 January 2020, para.7-8.
- (2) United Nations, General Assembly, Right to food: Report of the Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri, A/HRC/46/33, 24 December 2020, para.80.
- (3) United Nations, General Assembly, 2020, The right to food in the context of international trade law and policy, A/75/219, New York, 22 July, para.5.
- (4) *Id.*, para.65.
- (5) 久野秀一「主要農作物種子制度下のコメ種子市場とアグリビジネスの事業展開」農経論叢五五巻（一九九九年）八三頁。
- (6) United Nations, *supra* note 3, para. 67-68.
- (7) Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, CESCR General Comment No. 12: The Right to Adequate Food (Art. 11), Adopted at the Twentieth Session of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, on 12 May 1999 (Contained in Document E/C.12/1999/5), para.1.
- (8) 外務省「世界人権宣言」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）。
- (9) 外務省「世界人権宣言（仮訳文）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_002.html〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）。
- (10) 世界人権宣言やA規約の他にも、女子差別撤廃条約（一九七九年）前文や児童の権利条約（一九八九年）二四条二項が「食」について言及している（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, *supra* note 7, para.1.）。
- (11) 外務省に於ける日本語訳は、「adequate」を「相応な」と訳し、「food」を「食糧」と訳しているが（外務省「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日））、本稿では、「adequate」を「十分な」と訳し、「food」を「食料」と訳す。
- (12) Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, *supra* note 7, para.4.

- (13) *Id.*, para.6.
- (14) *Id.*, para.8.
- (15) *Id.*, para.7.
- (16) *Id.*
- (17) Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, The Right to Adequate Food, Joint FAO-UNCHR Fact Sheet No. 34, 2010, p. 5.
- (18) *Id.*, pp. 21-22.
- (19) 佐藤功『ホケット註釈全書 憲法(上)』(有斐閣、新版(オンデマンド版)、二〇〇一年)四三三頁。
- (20) 食品安全基本政策研究会編『逐条解説 食品安全基本法解説』(大成出版社、二〇〇五年)三頁。
- (21) 厚生労働省・健康日本二一企画検討会・健康日本二一計画策定検討会「二一世紀における国民健康づくり運動(健康日本二一)について 報告書」(二〇〇〇年二月) <https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/pdf/all.pdf> (閲覧日:二〇一二年八月二〇日) 一―一頁。
- (22) 弘津公子「QOLと食事」eヘルスネット(厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト) <<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/food/e-03-019.html>> (閲覧日:二〇一二年八月三〇日)。
- (23) 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール 憲法』(日本評論社、第二版、二〇一九年)一五五頁(木下智史担当部分)。
- (24) 同上書一五六頁注釈三一(木下智史担当部分)。
- (25) 農林水産省「米をめぐる関係資料」(二〇一二年七月) <<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/syokuryo/210729/attach/pdf/index-10.pdf>> (閲覧日:二〇一二年八月三〇日) 四頁。
- (26) 『「一汁三菜」とは、『ご飯』と『汁』と『香の物』に、いくつかの『菜』が添えられるという組み合わせ』を指す(農林水産省「和食 日本人の伝統的な食文化」<<http://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/culture/attach/pdf/index-44.pdf>> (閲覧日:二〇一二年八月三〇日) 一七頁)。
- (27) 「一汁三菜という和食の基本型がなくなったら、外国の料理と変わらなくなってしまうだろう」と指摘されている(農林水産省・前掲注(26) 一八頁)。
- (28) 味噌は、「蒸したり煮たりした大豆にこうじ、食塩を混ぜて発酵熟成させた、日本を代表する調味料」であり、醤油は、「大豆と小麦で作ったこうじに、食塩水を加えた『もろみ』を発酵熟成させ、搾ったもの」である。また酢は、「米から醸造した酒に、酢酸菌を

加えて発酵」させたものであり、みりんは、「蒸したもち米と米こうじを主原料に、四〇～六〇日かけて熟成」させた調味料である（農林水産省・前掲注（26）一三二―一四頁）。

（29） 佐野良晃（農林水産委員会調査室）「食料・農業・農村基本計画と国会論議―新たな食料自給率目標の創設と食料自給力指標の改良―」立法と調査四二五号（二〇二〇年）一〇頁。

（30） 農林水産省「日本の食料自給力」〈https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyuu_ritu/012_1.htm〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）。

（31） 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ』（有斐閣、第五版、二〇二二年）五〇二頁（野中俊彦担当部分）。

（32） 野中他・前掲注（32）五〇七頁（野中俊彦担当部分）。

（33） 長谷部恭男『憲法』（新世社、第七版、二〇一八年）二八七―二八八頁。

（34） 長谷部恭男は、「社会権の具体的表現について予算の制約がある点も、裁判権の保障・執行の場合とさほど変わりはないであろう」と指摘し、「財産権の収容について補償を与える予算にも制約はあるはずである」と述べている（長谷部・前掲注（34）二八〇頁）。

（35） 長谷部恭男は、『財産』や『職業』を奪うことはできないが、『手当』や『補助』であれば自由にとりあげることができるという議論は、厳密な分析にたえない素朴なイメージに基づくものである」と指摘している（長谷部・前掲注（34）二八〇―二八一頁）。

（36） 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、第五版、二〇二〇年）三四二頁。高橋和之は、「行政立法による基準の不利変更（たとえば生活保護法上の老齢加算制度の廃止）はいうに及ばず、議会の立法による不利益変更にも該当する」と指摘している（同書三四三頁）。

（37） 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、第二版、二〇二〇年）四〇一―四〇二頁。

（38） 佐藤幸治は、生活保護老齢加算防止訴訟に対して、「憲法独自の視点からの統制思考の形跡はみられない」と指摘しており、「法制の変化は何を意味しどのような現実を生み出しているのかを見定めていく必要が痛感される」と述べている（佐藤・前掲注（38）四〇三頁注釈二八）。

（39） 渡辺康行・六戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法Ⅰ 基本権』（日本評論社、二〇一六年）三七九頁（工藤達朗担当部分）。

（40） 川崎政司「立法プロセスの裁判所による法的統制の可能性と限界」法學研究九一巻一号（二〇一八年）一七二―一七三頁。

（41） Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, *supra* note 17, p. 21.

（42） 第一九三回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第四号（二〇一七年四月五日）二三頁（天羽隆（農林水産省生産局農産部長）発言部分）。

（43） 食品安全基本政策研究会編・前掲注（20）三頁。

食料への権利に基づく主要農作物種子法廃止の問題点（土屋）

- (44) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 五頁。
- (45) 根森健「幸福追求権」杉原泰雄編次『新版 体系憲法事典』(青林書院、二〇〇八年) 四三六頁。
- (46) 徳田博人「食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法原則の確立」琉球法學六九号(二〇〇三年) 一一六頁。
- (47) BSE問題に関する調査検討委員会「BSE問題に関する調査検討委員会報告」〈http://www.maff.go.jp/j/seisan/douei/bse/b_inka/pdf/houkoku.pdf〉(閲覧日:二〇二二年八月三〇日)。
- (48) BSE問題に関する調査検討委員会・前掲注(47) 二三頁。
- (49) 内閣府国民生活局編『二一世紀型の消費者政策の在り方について』(国立印刷局、二〇〇三年) 一〇頁。食品安全分野における市場メカニズムの活用の限界と事前規制による消費者の「安全への権利」(生命権・健康権)の保障の優先性については、拙稿「食品安全分野における消費者の生命・健康権の保障の優先性——自己決定権の促進による市場メカニズムの活用の限界」法政法学二九・三〇号(二〇一八年) 一一三五頁を参照されたい。
- (50) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 一二頁。
- (51) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 二〇頁。
- (52) 食品安全基本政策研究会によって、『総合的に』という点が重要であり、幅広く必要な施策を講じるべきことを示している」と指摘されている(食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 一八頁)。
- (53) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 二〇一二頁。
- (54) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 一〇頁。
- (55) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 一三一―一四頁。
- (56) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 一〇頁。
- (57) 食品安全基本政策研究会編・前掲注(20) 二四―二五頁。
- (58) 第一九三回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第四号(二〇一七年四月五日) 二三頁(農林水産省生産局農産部長 発言部分)。
- (59) 第一九三回国会衆議院農林水産委員会議録第四号(二〇一七年三月三日) 一〇頁(柄澤彰(農林水産省政策統括官) 発言部分)。
- (60) 農林水産省「主要農作物種子法(種子法)の廃止についてよくある質問」〈<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/attach/pdf/171116-3.pdf>〉(閲覧日:二〇二二年八月三〇日)(Q三種子の品質はどのようにかくはされるのですか。)
- (61) 主要農作物種子法では、「指定種子生産者は、……は場審査証明書に係る指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子

について、生産物審査を受けなければならない」と定められていた（同法四条二項）。都道府県により、流通前の全ロットを対象に「主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質」（同法四条六項）が審査され、証明書の発行が行われることで、品質が確認されてきた（農林水産省「稲、麦類及び大豆の種子について（平成二十九年一月一日付け二九政統第一二三三八号農林水産事務次官依命通知）」〈<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/attach/pdf/171116-19.pdf>〉（閲覧日：二〇二二年三月二二日））。

(62) 農林水産省・前掲注（61）。

(63) 第一九六回参議院農林水産委員会会議録第五号（二〇一八年三月二三日）一八頁（柄澤彰（農林水産省政策統括官）発言部分）

(64) 農林水産省「指定種苗制度に関するQ & A（未定稿）（令和三年三月版）」〈<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/attach/pdf/index-11.pdf>〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）一四頁（問五四 表示以外に種苗業者が遵守すべき基準はあるのか。）。

(65) 農林水産省・前掲注（64）一五頁（問五六 品種特性上、発芽率が基準に満たない種子は販売ができないのか。）。

(66) 農林水産省「主要農作物種子法制度運用基本要綱（昭和六一年二月一八日付け六一農蚕第六七八六号農林水産事務次官依命通知）及び主要農作物種子制度の運用について（昭和六一年二月一八日付け六一農蚕第六八〇〇号農林水産省農蚕園芸局長通知）」〈<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/info/attach/pdf/171116-12.pdf>〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）。

(67) 新山陽子「食品由来のリスクにどう向き合うか」農業と経済六八巻一四号（二〇〇二年）一四一―一八頁。

(68) 「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第四六号）」による食品衛生法の主な改正内容は、HACCPに沿った衛生管理の制度化の他にも、広域的な食中毒事案への対策強化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設、食品のリコール情報の報告制度の創設、輸入食品の安全性確保、および食品輸出関係事務の法定化がある（厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の概要――改正の概要」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000481107.pdf>〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日））。

(69) 食品衛生法等の一部を改正する法律は、二〇一九年六月一日に公布され、二〇二〇年六月一日に施行された。食品衛生法の改正過程については、下山憲治「食品衛生法等の改正について」自治総研四八三号（二〇一九年）一一―一三頁を参照。

(70) 食品等事業者は、「食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握（Hazard Analysis）した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程（Critical Control Point）を管理し、製品の安全性を確保する」ことになる。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理が求められる。取り扱う食品の特性等に応じた取組とは、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理であり、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。取り扱う食品の特性等に応じた取組の対象であっても、希望する事業者は、段階的にHAC

CPに基づく衛生管理等へとステップアップしていくことが可能となっている(厚生労働省・前掲注(68))。

(71) 食品産業センター「第三章 製造過程の管理」『HACCP基盤強化のための衛生・品質管理実践マニュアル』(二〇一四年版)

https://hacp.shokusan.or.jp/wp-content/uploads/2016/02/h25manual_3.pdf (閲覧日:二〇二二年八月三〇日) 五三頁。

(72) 厚生労働省「特集HACCPの考え方を取り入れて食の衛生管理を「見える化」する」https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202005_00001.html。 閲覧日:二〇二二年八月三〇日)。

(73) 厚生労働省「総合衛生管理製造過程の承認とHACCPシステムについて(平成八年一〇月二二日付け衛食第二六二号・衛乳第二四〇号)」<https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kamen/kanshi/dl/961022-1.pdf> (閲覧日:二〇二二年八月三〇日)。

(74) 厚生労働省「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について(令和二年五月一八日付け薬生食監発〇五一八第一号)」<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000631460.pdf> (閲覧日:二〇二二年八月三〇日)。

(75) 組換えDNA技術とは、「DNA(デオキシリボ核酸)を細胞から取り出し、遺伝子の構成や並び方を変え、元の生物や別の種類の生物の細胞に入れて働かせる技術」であり、「遺伝子組換え(組換えDNA技術応用)食品とは、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術(遺伝子組換え技術)を利用して作られた食品」である。「従来の交配による品種改良でも自然に遺伝子の組換えは起きており、人工的に起こした遺伝子の突然変異を利用することもあるが、「遺伝子組換え技術が従来の品種改良と異なる点は、人工的に遺伝子を組み換えるため、生物の種類に関係なくいろいろな生物を品種改良の材料にすることができ、農作物などの改良の範囲を大幅に拡大できたり、改良の期間が短縮できたりすること」にある(厚生労働省「遺伝子組換え食品Q&A(平成二三年六月一日改訂第九版)」<https://www.mhlw.go.jp/topics/idsenshi/dl/qa.pdf>) (閲覧日:二〇二二年八月三〇日) 一一三頁)。

(76) 「ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術」である(厚生労働省「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領(令和元年九月一九日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定)」<https://www.mhlw.go.jp/content/000709708.pdf>) (閲覧日:二〇二二年八月三〇日))。

(77) 厚生労働省・前掲注(75) 六頁。

(78) より具体的には、「遺伝子の状況が最終的に外来の遺伝子及びその一部を含む場合」には、「組換えDNA技術に該当するものとして、……安全性審査を受ける必要がある」(厚生労働省・前掲書(76))。

(79) 「結果的に外来遺伝子が入っていないとわかったものについては、基本的に、従来の品種改良技術を用いた食品と同じ」ものとし

て捉えられる。「安全性のリスクについても従来の品種改良を用いた食品と同じ」であるとの認識が示されている（農林水産省「ゲノム編集技術を用いた農林水産物に関するQ&A」〈https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/letuduki/attach/pdf/201225_sym-po-19.pdf〉（閲覧日：二〇二二年八月三〇日）三頁）。

(80) 農林水産省・前掲注（79）五頁。現状において、ゲノム編集における特定の遺伝子の「変異は、自然の変異や放射線による変異、従来の突然変異と同等の変異」であるために、「ゲノム編集による変異と突然変異で起きた変異は、科学的に区別でき」ない（同書一頁）。理由として、「遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品については、現時点では、ゲノム編集技術によって得られた変異と従来の育種技術によって得られた変異とを判別し検知するための実効的な検査法が確立されていないことを挙げている（同書七頁）。

(81) 瀬川信久は、「製造物責任法は、消費社会が一定の特質を備えたときに必要とされる」と指摘する。「大量生産・大量販売、それに結びついた連鎖型の流通機構」によって、「製造者が消費者に対し直接に、契約責任的な責任を負う基盤がある」こと、また、「製品が高度な科学技術と複雑な製造工程によって製造され、複雑な構造をもつために、製品の危険性についての知識、判断能力の格差が、製造者と消費者の間で大きくなった」ことから、「行政規制だけでは不十分になり」、「賠償責任制度によって被害者の救済だけでなく事故の抑止」が必要となったこと、そして、国際化に伴い、日本の製品安全制度を対外的に明示する必要があることを挙げている（瀬川信久「消費社会の構造と製造物責任法」『岩波講座 現代の法一三 消費生活と法』（岩波書店、一九九七年）一九四—一九五頁）。

(82) 「過失」とは、心理的な予見ないし予見可能性を内容とし（主観的過失）、加害者の個人的な事情を考慮する概念である（具体的注意義務）が、「欠陥」は不特定多数の消費者の保護を目的とし、製造者の注意義務は客観的、抽象的である（根岸哲「規制緩和と消費者保護」長尾治助・中坊公平編代『消費者法の国際化』（日本評論社、一九九六年）四八頁）。

(83) 農林水産省・前掲注（79）七頁。未加工農林水産物を含めなかった理由として、「基本的に自然の力を利用して生産が行われるものであり高度に加工された工業製品とは生産形態に著しい差異があること」、「過度の危険管理能力を求めることは、農林業者者に酷であると考えられること」、「責任主体を販売事業者とすると負担が重くなりすぎ、農林漁業者を責任主体とすると生産者特定に膨大なコストがかかること」が挙げられている。また、一九九四年の日本の製造物責任法の制定当時に、EU諸国でも未加工農林水産物を製造物に含めているのはルクセンブルグだけだったという事情がある（小沢光雄「食品」立法と調査一八二号（一九九四年）一五頁）。

(84) 小沢・前掲注（83）一五頁。

(85) 升田純「遺伝子組換え食品と製造物責任」NBL七二六号（二〇〇一年）三四—三五頁。

(86) Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member

States concerning liability for defective products, *OJ L* 210, 7.8.1985, pp. 29-33.

(87) Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products, *OJ L* 141, 4.6.1999, pp. 20-21.

(88) 総務庁編『規制緩和和白書（二〇〇〇年版）』（大蔵省印刷局、二〇〇〇年）九三頁。

(89) 松本恒雄「消費者政策におけるソフトローの意義と限界」自由と正義六七巻七号（二〇一六年）四九頁。

(90) 内閣府国民生活局編・前掲注（49）五八頁。

(91) 近藤充代「現代市場における消費者の権利と法」『公益事業の規制改革と競争政策』日本経済法学会年報 三三号（二〇〇二年）一五七頁。

(92) 消費者庁「消費者基本計画」（二〇一二年六月一日改定）〈https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/assets/basic_plan_210615_0001.pdf〉（閲覧日：二〇二三年八月二〇日）。

(93) 消費者庁・前掲注（92）一一頁。

* お詫びと訂正…拙稿「食料への権利に基づく主要農作物種子法廃止の問題点——規制緩和・撤廃立法に対する司法審査の必要性（上）」法学志林一一九巻四号五頁二行目において誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

【誤】「……世界的な品質保護制度……」

【正】「……世界的な品種保護制度……」

* 本研究は「JSPS 科研費」JP19K13500 の助成を受けたものです。

* 本稿は、主要農作物種子法廃止等に関する違憲確認訴訟において裁判所に提出した意見書を修正したものです。